

公認スノーボードバッジテスト規程

(趣 旨)

第1条 スノーボード級別テスト(以下「級別テスト」という。)について、必要な事項を定める。

(定 義)

第2条 公認スノーボードバッジテストは、技術レベルを知ることによって進歩の喜びを実感し、技術を高めることを目的とする技能テストである。

(指導活動の禁止)

第3条 公認スノーボードバッジテストは技能テストであるため、指導者資格と異なり、取得者はスノーボードの指導活動を行うことができない。

(実 施)

第4条 級別テストは、加盟団体の主管で行う。

2 開催を希望する公認スキー学校、所属団体及び加盟団体長の認める団体は、12月15日までに加盟団体長の承認を得るものとする。

(公 示)

第5条 級別テストの実施要項は、主管加盟団体が公示する。

(検 定 員)

第6条 検定員は、主管加盟団体長から委嘱された公認スノーボード指導員または公認スノーボード準指導員がこれにあたる。

2 主任検定員は、公認スノーボード指導員でなければならない。

(テスト基準及び実施要領)

第7条 級別テストは、スノーボードの実技を行い、1級から5級までの5段階に分け、そのテスト基準及び実施要領は別に定める。

(受検資格)

第8条 級別テスト受検者は、次に掲げる各号に該当しなければならない。

(1) 6歳以上(小学生以上)とする。

(2) 1級受検者は、級別テスト2級取得者でなければならない。

(3) 2級、3級、4級、5級の受検については、受検者は希望する級を受検することができる。

(4) 1級受検者は、受検する年度において、事前講習1単位(2時間)をテスト受検までに修了し、事前講習修了証により証明されること。

(5) 事前講習修了証の有効期間は、受講年度のみとする。

(受検手続)

第9条 級別テスト受検者は、受検申込書に、氏名、年齢、住所、既得級及び受検希望級等を記入の上、検定料を添えて、開催団体へ提出するものとする。

(合格者の手続)

第10条 合格者は、各種公認・登録料金一覧表に定める公認料を納入して、合格証及びバッジの交付を受けなければ公認として有効とならない。

2 級別テスト1級合格者で本連盟に未登録の者は、当該年度の本連盟暫定登録をしなければ

ばならない。

(結果の報告)

第11条 級別テストを実施した開催団体長は、テスト終了後、直ちに実施したテスト結果を所定の報告書に記入の上、加盟団体長に報告しなければならない。

2 主管加盟団体長は、実施したテスト結果を集計し、所定の報告書に記入し、5月末日までに本連盟に報告しなければならない。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、教育本部理事会の議決による。

平成11年6月7日 制定

平成11年10月18日 改正

平成12年9月20日 改正

平成14年11月5日 改正

平成15年6月27日 改正

平成18年11月01日 改正

平成23年9月20日 改正

平成29年7月15日 改正

平成29年8月22日 改正